

令和 7 年度 XR デバイスを安全で快適に利用できる環境整備に資する技術の実証事業 実施要領

1 背景及び目的

(1) 背景

没入感を伴う「コミュニケーション」(ここでの「コミュニケーション」とは、情報の電磁的流通全てを指し、主体についても人間に限らず AI 等も想定される)が可能な、インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる仮想空間であるメタバースは、AR・VR 等の没入型技術(immersive technologies)、特に VR ゴーグルや AR スマートグラス等のメタバースを利用(アクセス)するための技術である XR デバイスの発展・普及により、エンターテインメントを主目的とするもののみならず、教育、医療、産業等様々な分野において更なる利活用が期待されるところである。

しかしながら、XR デバイスの利用においては、いわゆる「VR 酔い」と呼ばれる不快感や斜視、頭蓋骨・首への負担、着部皮膚への悪影響等につながる可能性などが指摘されており、没入型技術の普及の阻害要因となっていると考えられる。

また、令和 6 年 10 月に公表された総務省の有識者研究会である「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」の報告書 2024 においては、「没入型技術を用いたメタバースの利用が人々の身体、感情・行動等に影響し、そのポテンシャルを拡張させる仕組みやそれに伴うリスクの有無を明らかにし、望ましい利用の在り方を検討すべく、調査研究・実証を行うことが求められる」とされている。

については、様々な分野において更なる利活用が期待される没入型技術の開発・利活用を促進するため、没入型技術の普及の阻害要因となっていると考えられる「VR 酔い」等の不快感の要因及びそれに対する効果的で社会実装の実現性のある対策についての検証を行い、没入型技術の望ましい利用の在り方を検討することが必要である。

(2) 目的

「XR デバイスを安全で快適に利用できる環境整備に資する技術の実証事業」(以下「本実証」という。)は、没入型技術の普及の阻害要因となっている「VR 酔い」等の不快感について、要因及びそれに対する効果的で社会実装の実現性のある対策についての検証を行い、これらを踏まえて没入型技術のリスクを最小限におさえながらメリットを最大限に受益できる望ましい利用の在り方を検討し、安心・安全な没入型技術の利用環境を実現することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 公募する事業

没入型技術に係る研究、技術開発等に取り組む事業者、研究機関、大学等を本実証の主体とし、1(2)を目的とした検証を行う事業。

(2) 提案事業の要件

提案事業は、次の要件を満たすものであること。

- ・ 「VR 酔い」等の不快感の原因についての検証を行い、これを踏まえて没入型技術のリスクを最小限におさえながらメリットを最大限に受益できる望ましい利用環境の実現に資する提案事業であること。
- ・ 上記の検証を行うことができる施設・備品及び人員を確保できる見込みがあること。

と。

- ・ 実証の被験者に対して、本実証の趣旨や、取得するデータの種類、利用目的、取扱い方法等について、事前に同意を得ること。
- ・ 本実証の実施に当たり、所属機関との関係で事前の許可申請、審査等が必要な場合でも、8のスケジュール（予定）で示す約9ヶ月の委託期間で実証可能な事業スケジュールとなっていること。

（3）委託業務の進捗管理

委託期間中の実証の進捗管理及び経理処理並びに実証終了後の社会実装に向けた計画書の作成については、総務省から請け負った事業者（以下「管理請負事業者」という。）が行う。

3 提案手続

（1）提案者

没入型技術に係る研究、技術開発等に取り組む事業者、研究機関、大学等（以下「実証主体」という。）を提案者とする。複数の実証主体による共同提案とする場合は、事業の取りまとめを行う代表団体を定め、当該代表団体は、本実施要領に定める第一義的な責任を負うものとする。本実証については、総務省と各実証主体とで個別に委託契約を締結し、各実証主体からの再委託は認めない。

（2）委託金額

委託金額は 3,900 万円以下とする。複数の実証主体による共同提案とする場合も、各実証主体の委託金額の合計額が 3,900 万円以下となるようにすること。

（3）応募資格

実証主体（共同提案の場合は各実証主体）が、以下の者に該当しないこと。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(4) 提案書と様式

別紙2に従い、様式1～9について作成し、提出すること。

(5) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4判（様式自由）10ページ以内で添付すること。

(6) 提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時（必着）

(7) 提出先

本実施要領「12 実施要領に関する問合せ先」へ電子メールにより編集可能な形式で提出すること（郵送、FAX、持ち込みは不可）。共同提案の場合は、実証責任者（プロジェクトリーダー）が各実証主体作成書類をとりまとめの上提出すること。

※ 提出された企画提案書等の返却は行わない。

※ メールの件名は「XR デバイスを安全で快適に利用できる環境整備に資する技術の実証事業（企業・団体名）」とすること。

※ 提出書類の合計サイズが20MBを超える場合には、事前に「12 実施要領に関する問合せ先」連絡先に相談し、提出方法について指示を受けること。

4 委託先候補の選定及び採択

(1) 選定方法

総務省内における書面審査及び必要に応じて行うヒアリングにより、委託先候補を選定する。ヒアリングを実施する場合は、対象者に対し総務省より個別に通知する。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

委託先候補の選定に当たっては、次に掲げる6つの個別事項ごとに評価を行い、これらの個別事項ごとの評価を総括し、各企画提案書等（様式1～9及び補足資料）の優劣を判断するための総合評価を行う。

個別事項の評価は5段階で行い、それぞれの指標及びその基本的な考え方は以下のとおりとする。

また、総合評価の結果は、本実証を受託する能力があるか否かの判断及び提案者の順位付けに用いるものとする。

これらの観点を十分に踏まえて、できる限り具体的かつ網羅的に企画提案書を作成すること。選定基準に変更が生じた場合は、別途公表する。

なお、次に掲げる個別事項以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

評価指標及び考え方

評価指標	考え方
------	-----

(評価点)	
5	非常に優れている (4のうち、特に優れた点が認められる場合。)
4	優れている (基本計画書の実現が可能であり、更に優れた点がある)
3	普通 (基本計画書の実現が可能である。)
2	やや劣っている (一部に改善を要すべき点が認められるが、軽微な修正等により基本計画書の実現が可能。)
1	劣っている (大幅な修正等を行わなければ基本計画書の実現は不可能。)

(2) 選定のポイント

評価項目は、次の①～⑤の個別事項と、⑥の総合評価の計6項目とする。
各評価項目のポイントについては以下に記載するとおりとする。

① 公募する事業の内容に対する適切性・有効性・新規性（独自性）

- ア 公募する事業の内容・趣旨に合致した提案となっているか。特に、没入型技術の普及の阻害要因となっていると考えられる「VR 酔い」等の不快感の要因及びそれに対する効果的で社会実装の実現性のある対策についての検証を行い、没入型技術の望ましい利用の在り方を検討するものとなっているか。
- イ 公募する事業の内容・趣旨に合致した効果が見込めるか。特に、提案事業が、新規性（独自性）を有するとともに、「VR 酔い」等の不快感の原因についての検証を行い、これを踏まえて没入型技術のリスクを最小限におさえながらメリットを最大限に受益できる望ましい利用環境の実現に資するものとなっているか。

② 委託業務を遂行する能力

- ア 委託業務を遂行するために必要な人員・体制を構築しており、かつ必要な情報保全の履行体制を有しているか。また、委託期間内に委託業務を完了できるよう、管理請負事業者との連絡体制を構築しているか。
- イ 委託業務を実施するために共同提案とする場合は、提案するテーマに応じて適切な関係者との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されているか。
- ウ (各) 実証主体が XR に係る研究実績を有しており、本実証を適切に遂行できる能力があるか。
- エ (各) 実証主体が、委託業務を円滑に執行するために必要な経営基盤を有しており、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。

③ 委託業務の遂行の確実性

ア 達成すべき目標が明確に設定され、技術上・制度上実現が可能なものとなっているか。

イ 実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含め、委託業務の実施計画が無理なく組み立てられ、委託業務の確実な実施・運営が見込めるか。

④ 委託業務の遂行についての効率性

ア 委託業務の実施に当たって、費用対効果を高めるための検討や工夫がされているか。

イ 委託業務の実施に当たって、提案者等が既に保有する資産（インフラ、システム、人材、知的財産等）を活用する等効率的な計画となっているか。

⑤ その他

①～④の他、提案者独自のその他のアピールポイントが盛り込まれているか。

＜その他のアピールポイントの例＞

- ・ 委託業務の実施に当たって、実証の被験者に対して過度な負担を与えないよう配慮している。
- ・ 社会実装のための知的財産権の申請に係る実績を有している。 等

⑥ 総合評価

ア ①～⑤の個別事項の評価を総括して総合評価を行う。なお、①～⑤において2が1つでもあった場合は「条件付き適」、1が1つでもあった場合は「不適」とする。

イ 総合評価の採点においては、

1. 本実証を受託するに足るか否かの判断（「適」、「条件付き適」、「不適」）
2. 総合評価点による提案者の順位付けを行う。

※ 総合評価が「適」とされた応募者の中から、最も順位の高い応募者を委託先に選定することとする。

※ 応募された提案の中に、総合評価が「適」であるものがない場合は、「条件付き適」とされた提案を行った全ての応募者に対し、当該条件の内容を踏まえ、提案に修正を求めるとともに、総合評価が「適」となる応募者が現れるまで繰り返し選定を行う。また、応募された提案の総合評価が全て「不適」である場合は、再度公募を行う。

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、委託先候補である実証主体（共同提案の場合は代表団体）に提案内容の遂行に支障がないかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から委託先候補に対し通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時まで総務省と委託先候補との間で調整し、修正等を行うことがある。

5 委託契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は単年度契約とし、採択された委託業務について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合がある。

(2) 委託期間

委託期間は、総務省が委託契約書で定める期間とし、実証主体は、委託期間内に委託業務を完了しなければならない。なお、委託業務に係る概ねの実施スケジュール（予定）については、8 スケジュールを参照すること。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と実証主体とで委託契約を締結する。共同研究を行う場合は、総務省はすべての実証主体と直接委託契約を締結し、コンソーシアムの形態での契約は締結しない。

(4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに実施主体と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、委託業務完了後に受託者の実績報告書（様式については総務省が別途指定）等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払われる。実績報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 契約締結日及び委託額
- ・ 実施した実証事業の概要
- ・ 実証事業に要した経費

(2) 委託費の内容

委託費は、委託業務の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税 10%（消費税率＋地方消費税率）を含む。）とする。直接経費の内訳は様式 6 のとおりとする。一般管理費は、直接経費に、様式 6 の別紙 2 に基づき算出した一般管理費率を乗じた額以内の金額とする。

また、本実証に必要な物品等の調達については、購入の場合の経費とリース・レンタルの場合の経費を比較して安価な方法とすることとする。購入する場合は、原則として、契約先である実証主体が物品等の維持管理を行うとともに、善管注意義務を負うものとし、本実証終了後は、購入した物品は原則として国に帰属することとなる。当該物品等の取扱いについては、別途協議することとする。

(3) 業務の外注

本実証においては、再委託は不可とする。

(4) 委託業務終了後の残存資産の取扱い

委託業務終了後、購入した物品は原則として国に帰属することとなるため、総務省の指示に従って返還又は廃棄等の処分を行わなければならない（消耗品等で委託期間中に消耗しているものは該当しない）。

7 報告及び評価

(1) 中間報告

受託者は、総務省又は管理請負事業者から中間報告を求められた場合には、委託業務の進捗状況等を記した中間報告書を提出しなければならない。中間報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。中間報告書の提出期限等の詳細は、別途指示する。

(2) 実証成果報告及び実証評価

受託者は、委託期間終了後、実証成果報告書（A4判縦向き、横書き、20ページ以上）及び概要資料（A4判横向き、横書き、1ページ）を総務省に提出しなければならない。実証成果報告書には次の内容を含むものとする。（なお、本実証で扱った個人情報報告書に含めないこと。）

- ・ 事業の内容及び実施結果（契約等、実証に係る関係者間のルールの内容・委託事業で活用した没入型技術の検証結果・実証により明確化された課題及びその解決策）
- ・ 実証事業の実施体制
- ・ 実証に係るデータ
- ・ 収支報告 等

実証成果報告書の提出期限は、委託業務が完了した日（委託契約の全部が解除された場合は、その解除の日）の翌日から起算して10日後又は委託期間終了日のうちいずれか早い日までとする。

提出先は、本実施要領「12 実施要領に関する問合せ先」とし、電子データにより提出すること。提出された実証成果報告書は返却しない。

(3) 委託期間終了後の協力

実証が終了した翌年度以降も、総務省の有識者会議等での調査等に協力し、実証成果について具体的な報告を行うこと。

8 スケジュール

委託業務の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 令和7年6月2日： 提案書提出期限
- ・ 令和7年6月上旬： 委託先候補の決定
- ・ 令和7年6月中旬： 委託契約の締結、事業開始
- ・ (令和7年12月中旬： 中間報告書の提出)
- ・ 令和8年3月： 実績報告書、実証成果報告書の提出

9 委託費の適正な執行について

(1) 適正な執行の確保

受託者は、委託業務に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本実証の趣旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、支払額の減額を行う可能性がある。

(2) 委託業務における経理処理

委託業務における経理処理については、別途総務省が提供する「XR デバイスを安全で快適に利用できる環境整備に資する技術の実証事業委託契約経理処理解説」に従うこと。

10 情報セキュリティ対策

必要な情報セキュリティ対策を講ずること。

また、本実証で使用する設備・機器やシステム等については、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（令和5年4月一部改正）等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。

特に、クラウドサービスの利用等、外部のネットワークへの接続やデータ伝送を伴う場合、個人情報の管理等を含め、情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形で、必要なセキュリティ対策等を実施すること。

11 その他

委託業務の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取決めるべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

12 実施要領に関する問合せ先

総務省 情報流通行政局 参事官室（担当：忍田参事官補佐、西脇主査、阿部官）

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館11階

電話： 03-5253-5481

E-mail： icb-director-mt_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

送信の際には、「@」に変更してください。